

第122回 定時株主総会招集ご通知

日時

2025年6月26日(木曜日) 午前10時

場所

浜離宮三井ビルディング 2階

東京都中央区築地5丁目6番4号

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議決権行使期限 2025年6月25日(水曜日) 午後5時まで

目次

第122回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	7

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案	補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

株式会社三井E&S

株主の皆様へ



平素より格別のご支援を賜りまして、厚く御礼申しあげます。

当社グループは、当期において黒字体質の定着と財務基盤の大幅な改善を果たし、いよいよ持続的に成長するための、成長実現フェーズに入りました。そこで、毎年3年後の姿を見直し、常に成長する姿を示すローリング方式の中期経営計画として「三井E&S Rolling Vision」を策定しました。株主資本コストや負債コストを意識した経営管理に切り替え、企業価値向上に取り組んでまいります。

また、当社は、マテリアリティとして掲げている「脱炭素社会の実現」と「人口縮小社会の課題解決」につながる製品を送り出すことで、企業の成長と社会貢献を両立させていくことを目指しております。そのために、船用推進システム事業と物流システム事業の2つの中核事業で、グリーンとデジタルという切り口で付加価値を付けた製品を開発・販売しながら、安定した収益を生み出す第三の軸となる成長事業の育成に努めております。

今後、中核事業・成長事業への投資や人的資本投資を継続的に行い、当社グループの進化につなげてまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

代表取締役社長CEO

高橋 英之

経営コンセプト

Engineering & Services for Evolution & Sustainability

持続可能社会への急速な移行、環境変化や当社自体の変革を踏まえ、2022年にグループ経営コンセプト（企業理念、ビジョン、経営姿勢、行動規準）の再定義を行いました。当社グループの存在意義を全従業員であらためて共有し、一丸となって前進します。



株 主 各 位

東京都中央区築地5丁目6番4号

株 式 会 社 三 井 E & S

代表取締役社長 高橋 岳之

第122回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第122回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイト「第122回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.mes.co.jp/investor/stock/meeting.html>



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/7003/teiji/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）の以下ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「三井E&S」又は「コード」に当社証券コード「7003」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、5～6頁の「議決権行使のご案内」に従って、書面又は電磁的方法（インターネット等）により、2025年6月25日（水曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 浜離宮三井ビルディング 2階
東京都中央区築地5丁目6番4号
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第122期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類
並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第122期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を省略しております。

- ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

なお、上記省略した事項は、各ウェブサイト上に「第122回定時株主総会招集ご通知（交付書面省略事項）」として掲載しております。

◎ 本総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト >>>>> <https://www.mes.co.jp/>

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される方



会場受付に
ご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙を
ご持参ください



株主総会開催日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時

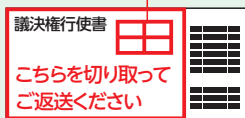
株主総会にご出席されない方



郵送による
ご提出

書面（議決権行使書用紙）に議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

議案の賛否を
ご記入ください



行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等
ご入力

当社指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

株主総会ポータル

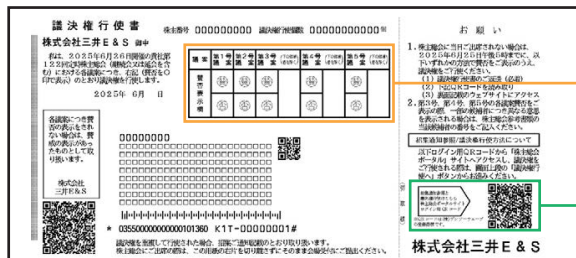
<https://www.soukai-portal.net>

詳細は次頁をご覧ください

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時入力分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに、議案の賛否をご記入ください。

〔第1号議案、第2号議案〕

- ・賛成の場合 **「賛」** の欄に○印
- ・反対の場合 **「否」** の欄に○印

〔第3号議案、第4号議案、第5号議案〕

- ・ 全員賛成の場合 **「賛」** の欄に○印
- ・ 全員反対の場合 **「否」** の欄に○印
- ・ 一部の候補者に反対の場合

「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※「スマート行使®」に必要となるQRコードが記載されております。なお、ウェブサイトにて議決権を行使する場合には、裏面に記載されている「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

- (1) 議案につきましては、賛否の表示がなされない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。
- (2) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネット等と議決権行使書用紙の両方で議決権を重複して行使された場合は後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年6月25日（水曜日）午後5時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは、事業発展のための設備投資、研究開発投資及び財務基盤を強化するための株主資本の充実を総合的に判断しながら、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを利益配分の基本方針としております。

当期は、関連会社株式の一部売却等によって得た資金により、中核事業への投資を行うとともに、有利子負債の圧縮並びにA種優先株式の全部取得及び消却による金融費用等の大幅削減を果たすなど、事業戦略及び財務戦略を着実に遂行することができました。

このような状況を踏まえ、当期の業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、当期の期末配当につきましては、前期末より1株につき15円の増配となる20円とさせていただきたいと存じます。

今後も段階的な増配の継続に向けて成長戦略の遂行に注力し、企業価値を向上させ、株主・投資家の皆様の期待に応えてまいります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

・普通株式 : 1株につき金20.00円

普通株式配当総額 2,017,767,980円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、2024年7月10日付でA種優先株式の全部を取得及び消却しております。これに伴い、A種優先株式に関する規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第5条 〈条文省略〉 第2章 株 式 第6条 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 当社の発行可能株式総数は1億5千万株とし、各 種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が 1億5千万株、A種優先株式が1,800万株とする。 第7条 〈条文省略〉 第8条 (単元株式数) 当社の普通株式の単元株式数は100株とし、A種 優先株式の単元株式数は1株とする。 第9条～第12条 〈条文省略〉	第1章 総 則 第1条～第5条 〈現行どおり〉 第2章 株 式 第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は1億5千万株とする。 第7条 〈現行どおり〉 第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は100株とする。 第9条～第12条 〈現行どおり〉

現 行 定 款	変 更 案
第2章の2 <u>A種優先株式</u> 第12条の2 <u>(剰余金の配当)</u> <u>(A種優先配当金)</u> 当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき本条第2項に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該剰余金の配当に係る基準日が属する事業年度と同一の事業年度に属する日を基準日として、当会社が当該剰余金の配当に先立ちA種優先株主等に対して剰余金の配当（本条第3項に定める累積未払優先配当金に係る剰余金の配当を除く。）を行ったときは、かかる剰余金の配当の合計額を控除した額の剰余金の配当を行う。 2. <u>(A種優先配当金の金額)</u> ある事業年度におけるA種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、払込金額相当額に7.80%を乗じて算出される額とする。ただし、2023年3月末日に終了する事業年度については、払込期日（同日を含む。）から2023年3月末日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。	<削除> <削除>

現 行 定 款	変 更 案
3. <u>(累積条項)</u> <u>ある事業年度（払込期日が属する事業年度においては、払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの期間とする。以下本項において同じ。）に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度に係る優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率7.80%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、優先配当金および普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係る累積未払優先配当金がある場合は、古い事業年度に係る当該累積未払優先配当金から先に配当される。また、かかる配当を行う累積未払優先配当金相当額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> 4. <u>(非参加条項)</u> <u>当会社はA種優先株主等に対して優先配当金および累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当については、この限りではない。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<u>第12条の3（残余財産の分配）</u> <u>（残余財産の分配）</u> <u>当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、本条第2項に定める金額を支払う。</u> <u>2.（残余財産分配額）</u> <u>A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、残余財産の分配が行われる日（以下「残余財産分配日」という。）における償還価額（第12条の5第2項に定義する。ただし、第12条の5第2項に規定する償還価額の定義における「償還請求の効力が生じる日」を「残余財産分配日」と読み替えて計算する。）に相当する金額とする。</u> <u>3.（非参加条項）</u> <u>A種優先株主等に対しては、前2項の定めによるもののほか残余財産の分配を行わない。</u>	〈削除〉
<u>第12条の4（議決権）</u> <u>A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。</u> <u>2. 当会社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u> <u>3. 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項、第239条第4項および第795条第4項に規定する事項その他会社法に規定する一切の事項について、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u>	〈削除〉

現 行 定 款	変 更 案
第12条の5（金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）） <u>（償還請求権の内容）</u> A種優先株主等は、払込期日以降いつでも、当 会社に対して金銭を対価としてA種優先株式の 全部または一部を取得することを請求（以下 「償還請求」という。）することができる。こ の場合、当会社は、A種優先株式1株を取得す るのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償 還請求日」という。）における会社法第461条 第2項所定の分配可能額を限度として、法令上 可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日 に、当該A種優先株主等に対して、本条第2項 に定める金額（以下「償還価額」という。）の 金銭を交付する。なお、償還請求日における分 配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取 得すべきA種優先株式は、抽選または償還請求 が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分 その他の方法により当会社の取締役会において 決定する。 2. <u>（償還価額）</u> A種優先株式1株当たりの償還価額は、500円 に、累積未払優先配当金および償還請求の効力 が生じる日を日割計算基準日（本項第1号に定 義する。）とする優先配当金日割計算額（本項 第2号に定義する。）を加えた金額とする。な お、A種優先株式1株当たりの償還価額に、A 種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数 を乗じた金額に1円未満の端数が生じるとき は、当該端数は切り捨てる。 (1) 「日割計算基準日」とは、償還請求または 強制償還（第12条の6に定義する。）に 従ってA種優先株式を取得する日をいう。	〈削除〉

現 行 定 款	変 更 案
(2) 「優先配当金日割計算額」とは、日割計算基準日の属する事業年度の末日を基準日として支払われるべき優先配当金の額に、当該事業年度の初日（同日を含む。）から日割計算基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を365 日として日割計算により算出される金額（除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第 4 位まで算出し、その小数点以下第 4 位を四捨五入する。）（ただし、当該事業年度における日割計算基準日より前の日を基準日として A 種優先株主等に対し剰余金を配当したとき（当該事業年度より前の事業年度に係る累積未払優先配当金の配当を除く。）は、その額を控除した金額とする。）をいう。 3. （償還請求受付場所） 東京都中央区築地五丁目 6 番 4 号 株式会社三井E&S 4. （償還請求の効力発生） 償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時または償還請求書に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。	

現 行 定 款	変 更 案
<u>第12条の6（金銭を対価とする取得条項（強制償還））</u> <u>当会社は、払込期日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主等の意思にかかわらず、当該強制償還日における分配可能額を限度として、A種優先株主等に対して、償還価額（ただし、第12条の5第2項に規定する償還価額の定義における「償還請求の効力が生じる日」を「強制償還日」と読み替えて計算する。）に相当する金額を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部または一部を取得することができる（この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。）。</u>なお、一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選または比例按分により当会社の取締役会において決定する。	〈削除〉
<u>第12条の7（株式の分割、併合等）</u> <u>当会社は、A種優先株式について株式の分割または株式の併合を行わない。</u> 2. <u>当会社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u> 3. <u>当会社は、A種優先株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u>	〈削除〉
<u>第12条の8（譲渡制限）</u> <u>譲渡によるA種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。</u>	〈削除〉
第3章 株 主 総 会 第13条～第19条 〈条文省略〉 <u>第19条の2（種類株主総会）</u> <u>第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u> 2. <u>第15条、第16条、第18条および第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u>	第3章 株 主 総 会 第13条～第19条 〈現行どおり〉 〈削除〉

現 行 定 款	変 更 案
<u>3. 第17条第1文および第2文の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第17条第3文の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</u>	
第20条～第37条 〈条文省略〉 附 則	第20条～第37条 〈現行どおり〉 附 則
第1条 〈条文省略〉	第1条 〈現行どおり〉

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会及び監査等委員会の全体構成と監督機能強化の観点から、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	性別	当社における現在の地位及び担当	候補者属性	2024年度取締役会出席状況
1	たか はし たけ ゆき 高橋 岳之	男性	代表取締役社長 CEO、CCO、全般統括、監査室、調達部及び成長事業推進事業部担当	再 任	18回／18回 (100%)
2	まつ むら たけつね 松村 竹実	男性	代表取締役副社長 CFO、CIO、社長補佐、コーポレート部門担当	再 任	18回／18回 (100%)
3	た なか いちろう 田中 一郎	男性	取締役 社長補佐、船用推進システム事業部及び物流システム事業部担当	再 任	18回／18回 (100%)
再 任 再任取締役候補者					

- (注) 1. CEO：最高経営責任者（Chief Executive Officer）
2. CCO：コンプライアンスに関する統括責任者（Chief Compliance Officer）
3. CFO：財務統括責任者（Chief Financial Officer）
4. CIO：情報統括責任者（Chief Information Officer）
5. コーポレート部門：経営企画部、経理部、財務部、人事総務部及び法務室

候補者番号

1

た か は し た け ゆ き

高橋 岳之

(1964年10月9日生)

再任



所有する当社の株式数
普通株式
7,200株
取締役在任期間
5年
取締役会出席状況
18回／18回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月 当社入社
2007年10月 鉄構・物流事業本部運搬機システム営業部長
2012年 6月 機械・システム事業本部運搬機システム営業部長
2015年 9月 経営企画部主管
2015年10月 経営企画部グローバル戦略室長
2016年10月 企画本部経営企画部戦略企画室長
2018年 2月 機械・システム事業本部事業本部長補佐
2018年 4月 株式会社三井E&Sマシナリー執行役員
2019年 4月 同社代表取締役社長
2019年 6月 当社取締役

2020年 6月 取締役退任
2021年 3月 三井海洋開発株式会社取締役
2021年 4月 当社成長事業推進室長兼人事総務部長
2021年 6月 取締役、CCO (現任)、監査法務部及び人事総務部担当
2021年11月 三井海洋開発株式会社社外取締役
2022年 4月 当社代表取締役社長、CEO、全般統括 (現任)、成長事業推進室担当
2023年 4月 事業部門担当
2024年 6月 調達部及び成長事業推進事業部担当 (現任)
2024年 7月 監査室担当 (現任)

取締役候補者とした理由

高橋岳之氏は、運搬機における国際的な営業経験を通じて培った高いマーケティング能力を有しております。また、株式会社三井E&Sマシナリー代表取締役社長として事業戦略を策定・遂行し、2022年4月から当社代表取締役社長として当社を信頼回復ステージから持続的成長ステージへ転換させるなど優れた経営能力を有しております。今後の成長戦略遂行及びビジネスモデル変革のために、同氏の経験と見識が必要と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

ま つ む ら た け つ ね

松村 竹実

(1967年5月25日生)

再任



所有する当社の株式数
普通株式
3,800株
取締役在任期間
5年
取締役会出席状況
18回／18回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1991年 4月 当社入社
2013年12月 東京大学博士号 (環境学) 取得
2015年 4月 船舶・艦艇事業本部基本設計部長
2018年 2月 企画本部経営企画部戦略企画室長
2018年 3月 三井海洋開発株式会社取締役
2019年 3月 当社経営企画部長
2020年 6月 取締役 (現任)、CISO、経営企画部担当

2022年 4月 代表取締役副社長、社長補佐 (現任)、CSO、エンジニアリング事業管理室及び人事総務部担当
2023年 4月 CFO、CIO (現任)、経理部、財務部及び調達部担当
2024年 7月 コーポレート部門担当 (現任)

取締役候補者とした理由

松村竹実氏は、船舶の設計業務の経験を通じて培った海洋技術分野における卓越した見識及び設計分野における博士 (環境学) としての専門的知見を有しております。そして、経営企画部長、取締役としてM&Aを含めた当社グループの事業再生計画を策定・完遂し、優れた経営能力を有しております。2022年4月から代表取締役副社長として「三井E&S Rolling Vision」 (中期経営計画) の進化及び人材育成の中核を担っており、当社の経営基盤の更なる強化のために、同氏の経験と見識が必要と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号 3

た な か い ち ろ う
田 中 一 郎

(1961年11月25日生)

再 任



所有する当社の株式数
普通株式
5,400株
取締役在任期間
2年
取締役会出席状況
18回／18回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月 当社入社
2011年 1月 機械・システム事業本部機械工場技術開発部長
2013年11月 機械・システム事業本部機械工場ディーゼル設計部長
2016年 4月 理事、機械・システム事業本部企画管理部長
2018年 4月 株式会社三井E&Sマシナリー取締役執行役員、ディーゼル事業部長、戦略企画室長

2019年 4月 同社取締役執行役員、CTO、ディーゼル事業部長
2021年 4月 同社代表取締役社長、CEO、CTO
2023年 4月 当社執行役員
成長事業推進事業部長
取締役、社長補佐（現任）、調達部及び事業部門担当
2024年 6月 船用推進システム事業部及び物流システム事業部担当（現任）

取締役候補者とした理由

田中一郎氏は、ディーゼル機関の開発及び設計業務の経験を通じて培った船用推進システム事業における卓越した見識を有しております。また、株式会社三井E&Sマシナリー代表取締役社長及び当社取締役として、当社の中核事業の発展を主導するなど、優れた経営能力を有しております。次世代燃料エンジンの開発など中核事業の更なる成長のために、同氏の経験と見識が必要と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、任期途中に当該保険契約について更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件

監査等委員である取締役塩見裕一氏、田中浩一氏及び川崎弘一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役 3 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	性別	当社における現在の地位及び担当	候補者属性			2024年度 取締役会 出席状況	2024年度 監査等委員会 出席状況
1	しお み ゆう いち 塩見 裕一	男性	取締役（常勤監査等委員）	再 任			18回／18回 （100％）	14回／14回 （100％）
2	かわ さき こう いち 川崎 弘一	男性	社外取締役（監査等委員）	再 任	社 外	独立役員	18回／18回 （100％）	14回／14回 （100％）
3	W o n g L a i Y o n g ウォン ライヨン	女性	社外取締役	新 任	社 外	独立役員	13回／13回 （100％）	－ ※
新 任	新任取締役候補者	再 任	再任取締役候補者	社 外	社外取締役候補者	独立役員	独立役員候補者	

※ 取締役就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

候補者番号

1

し お み ゆ う い ち

塩 見 裕 一

(1958年10月20日生)

再 任



所有する当社の株式数
普通株式
4,200株

監査等委員である取締役
在任期間
2年

取締役会出席状況
18回／18回
(100%)

監査等委員会出席状況
14回／14回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月 当社入社
2010年 4月 玉野事業所経理部長
2013年 5月 財務経理部主管兼輸出管理室主管
2014年 4月 理事、財務経理部長
2015年 4月 執行役員
2017年 4月 常務執行役員、CFO、IR室担当

2017年 6月 取締役
2019年 6月 株式会社三井E&Sビジネスサービス代表
取締役社長
2020年 4月 同社取締役
2020年 6月 当社常勤監査役
2023年 6月 取締役（常勤監査等委員）（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

塩見裕一氏は、財務・経理部門における卓越した見識を有するとともに、当社監査役及び監査等委員である取締役を歴任し、その実績及び経験により当社の実情に通じております。また、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有していることから、適切な監査を行う能力を有するものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としてしました。

候補者番号 2

かわ さき こう いち
川 崎 弘 一

(1957年4月20日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
0株

社外取締役在任期間
2年

監査等委員である取締役
在任期間
2年

取締役会出席状況
18回／18回
(100%)

監査等委員会出席状況
14回／14回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月 日本合成ゴム株式会社入社
2003年 6月 JSR株式会社製造技術第一センター長
2005年 6月 同社執行役員、生産技術部長
2007年 6月 同社取締役兼上席執行役員、生産技術部長
2008年 6月 同社取締役兼上席執行役員、エラストマー事業部長
2011年 6月 同社常務執行役員、石化事業部長
2014年 6月 同社専務執行役員、石化事業部長
2016年 6月 同社代表取締役兼専務執行役員、生産技術グループ長

2018年 4月 同社代表取締役兼専務執行役員、生産技術グループ長
日本ブチル株式会社取締役社長
2019年 6月 JSR株式会社取締役兼専務執行役員
日本ブチル株式会社取締役社長
2021年 6月 日本ブチル株式会社取締役社長退任
2022年 6月 JSR株式会社取締役兼専務執行役員退任
2023年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

川崎弘一氏は、長年、大手化学会社において製造、生産の技術部門の業務に携わるとともに、経営者としての経験に基づく事業活動や経営全般に関する豊富な見識を有しております。独立した立場から経営の監視・監督を行っていただくとともに、客観的な見地にに基づき適切な監査をしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。

独立性に関する事項

川崎弘一氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

同氏が過去において業務執行者であった日本ブチル株式会社との間には、部品販売等に関する取引関係が存在していますが、直近の事業年度において同社の当社グループに対する売上はなく、また、当社グループの同社に対する売上が当社の年間連結総売上高に占める割合は0.1%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

候補者番号 **3**

W o n g L a i Y o n g

ウォン ライヨン

(1972年1月10日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
0株
社外取締役在任期間
1年
取締役会出席状況
13回／13回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

2004年 3月 横浜国立大学博士号（経営学）取得
2013年 9月 **First Penguin Sdn. Bhd. Founder, Principal Trainer and Consultant（現任）**
2018年 7月 Penang Women's Development Corporation Director

2019年10月 大学院大学至善館特任准教授（現任）
2020年 6月 日東電工株式会社社外取締役（現任）
2022年11月 株式会社ファームノートホールディングス社外取締役（現任）
2024年 6月 当社社外取締役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

ウォン ライヨン氏は、長年、アジア各地の企業、政府機関、教育機関などで、サステナビリティの取り組みへの助言及び人材育成活動に携わるとともに、博士（経営学）として専門的知見を有しております。また、国内大手化学会社の社外取締役を務めており、経営全般における豊富な見識を有しております。社外取締役の独立性及び多様性を強化するとともに、独立した立場からの経営の監視・監督の強化及び客観的な見地に基づく適切な監査をしていただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役候補者となりました。

重要な兼職の状況

First Penguin Sdn. Bhd. Founder, Principal Trainer and Consultant
日東電工株式会社社外取締役

独立性に関する事項

ウォン ライヨン氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、川崎弘一氏及びウォン ライヨン氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は両氏との間で締結している当該契約を継続する予定であります。
3. ウォン ライヨン氏が日東電工株式会社の社外取締役として在任中でありました2024年1月5日、同社は、水道用に使用される同社製膜モジュール製品について、一般社団法人膜分離技術振興協会の認定を受けるための試験方法に不適切な行為があったことを公表いたしました。同氏は当該事実を認識しておりませんが、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行い、当該事実の判明後は、徹底的な調査及び再発防止策に向けた更なる体制の強化を求めるなど、その職責を果たしました。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、任期中中に当該保険契約について更新を予定しております。

＜ご参考 1＞各取締役特に期待するスキル・専門的分野

当社は、取締役候補者を選定・決定するにあたり、当社グループの事業及び経営管理に精通した一定数の社内取締役を確保しつつ、多様性についての時代の要請にかなうべく、他の業態において豊富な経験を有する社外取締役を招聘することにより、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するように努めております。

当社では、取締役に対して特に期待するスキル・専門的分野を以下8項目としております。

- | | | | |
|-------------|-----------|------------|-----------|
| (1) 企業経営 | (2) 国際経験 | (3) 財務・M&A | (4) 法務・監査 |
| (5) マーケティング | (6) 技術・IT | (7) 人材育成 | (8) 気候・環境 |

第3号議案及び第4号議案が原案どおり可決された場合、本総会後の各取締役に特に期待するスキル・専門的分野を可視化したスキル・マトリックスは、下表のとおりとなります。各取締役のスキル項目の該当性は、経営経験、実務経験、専門知識及び公的資格等を総合的に考慮して判断しております。

氏 名	企業経営	国際経験	財務・M&A	法務・監査	マーケティング	技術・IT	人材育成	気候・環境	保有資格
高橋 岳之	●	●		●	●		●		
松村 竹実	●	●	●			●	●	●	博士号 (環境学)
田中 一郎	●	●			●	●		●	
塩見 裕一	●		●	●					
川崎 弘一	●	●				●	●		
三輪 美恵	●	●		●	●		●		
ウォン ライヨン	●	●					●	●	博士号 (経営学)

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

2023年6月28日開催の第120回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された田口昭一氏及び竹之内明氏の選任の効力が、本総会開始の時をもって失効することに伴い、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであり、田口昭一氏は社外取締役以外の監査等委員である取締役の補欠としての候補者、三原秀哲氏は監査等委員である社外取締役の補欠としての候補者であります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号 1

たぐちしょういち

田口昭一

(1958年4月9日生)

再任

所有する当社の株式数
普通株式
13,500株

略歴、当社における地位及び担当

1985年 4月 当社入社

2013年 6月 機械・システム事業本部機械工場長

2014年 4月 理事

2015年 4月 執行役員

2016年 4月 常務執行役員、玉野事業所長、社長特命事項（製造部門総括）

2017年10月 玉野事業所総務部長

2018年 3月 株式会社三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長

2018年12月 当社人事総務部玉野総合事務所長

2019年 6月 取締役、CISO、CCO、経営企画部、技術統括部、人事総務部及び法務部担当

2020年 3月 三井海洋開発株式会社取締役

2020年 4月 株式会社三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長

2021年 6月 当社常勤監査役

2023年 6月 顧問

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

田口昭一氏は、製造・管理における卓越した見識を有するとともに、当社の執行役員、取締役及び監査役としての豊富な業務経験並びに株式会社三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長としての実績により当社グループの経営の実情に通じております。同氏の経験と見識から適切な監査を行う能力を有するものと判断し、引き続き補欠の監査等委員である取締役候補者としてしました。

- 24 -

候補者番号 2

み は ら ひ で た か
三 原 秀 哲

(1958年7月8日生)

新任

社外

独立役員

所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月 第一東京弁護士会弁護士登録、外立法律事務所入所
1987年10月 ブレークモア法律事務所入所
1993年 1月 常松・築瀬・関根法律事務所パートナー弁護士
2000年 1月 長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士
2018年 6月 株式会社タチエス社外取締役（現任）

2020年 9月 東京大学博士号（法学）取得
2021年 4月 第一東京弁護士会会長
日本弁護士連合会副会長
2024年 7月 東京国際法律事務所シニアカウンセラー弁護士（現任）
2025年 2月 株式会社良知経営社外取締役（現任）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三原秀哲氏は、弁護士として長年の豊富な実務経験・専門性を有しているとともに、上場企業の社外取締役を務め、会社経営全般について十分な見識を有しております。独立した立場からの経営の監視・監督及び客観的な見地に基づく適切な監査をしていただくことを期待し、新たに補欠の監査等委員である社外取締役候補者としてしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断しております。

重要な兼職の状況

東京国際法律事務所シニアカウンセラー弁護士
株式会社タチエス社外取締役
株式会社良知経営社外取締役

独立性に関する事項

三原秀哲氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしており、同氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三原秀哲氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、本議案をご承認いただき、三原秀哲氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案をご承認いただき、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

＜ご参考2＞当社取締役の指名に関する方針

取締役候補者の選任にあたりましては、任意の指名委員会を設置し、同委員会が取締役会の諮問に応じ、取締役の選任基準及び人事案の討議・答申を行います。さらに、同委員会は監査等委員である取締役候補者が監査等委員に求められる要件に合致しているかの確認を行います。代表取締役社長は、以上の答申及び確認を経た後、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任議案については取締役会に付議し、監査等委員である取締役候補者の選任議案については監査等委員会の同意を得た上で、取締役会に付議します。指名委員会は、取締役会が任命する独立社外取締役2名以上、代表取締役社長及び取締役1名の計4名以上を構成員とし、取締役会が定める独立社外取締役1名を委員長としています。

＜ご参考3＞社外取締役の独立性について

当社は、東京証券取引所の独立性基準に抵触する者及び原則として以下の「社外取締役の独立性基準」の要件に該当する者については独立性がないものと判断いたします。

●社外取締役の独立性基準（2024年2月29日改定）

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に下記の要件を加味した上で、社外取締役の独立性を判断する。

- ①当社若しくはその連結子会社（以下、当社グループ）を主要な取引先とする者（※1）又はその業務執行者
- ②当社グループの主要な取引先（※2）又はその業務執行者
- ③当社の大口債権者（※3）又はその業務執行者
- ④当社の主要株主（※4）又はその業務執行者
- ⑤当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥当社グループから直近事業年度に役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- ⑦過去1年間において①～⑥のいずれかに該当していた者
- ⑧①から⑦までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者（※5）

※1：当社グループを主要な取引先とする者：直近事業年度における当社グループとの取引額がその者の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※2：当社グループの主要な取引先：当社グループの直近事業年度における取引額が、当社の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※3：大口債権者：当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がないような金融機関その他の債権者をいう。

※4：主要株主：当社の議決権保有割合10%以上の株式を保有する株主をいう。

※5：近親者：配偶者又は二親等内の親族をいう。

以 上

(メモ欄)

Handwriting practice area with 20 horizontal dotted lines.

(メモ欄)

Blank lined area for notes.

■ 当社HPのご案内

当社ホームページでは、IR情報、中期経営計画、サステナビリティへの取り組みを掲載しておりますのでご覧ください。

スマートフォンからでもご覧いただけます。

 <https://www.mes.co.jp/>



■ 単元未満株式

買取・買増請求制度のご案内

買取請求

100株未満の株式を、当社に対して**市場価格で売却できる制度**です。

<例> 60株を保有の場合、市場では売却できませんが、市場価格で当社が買い取りいたします。

$$\boxed{60\text{株}} - \boxed{60\text{株}} = \boxed{\text{¥}} \quad \text{当社に市場価格で売却} \quad \text{現金化}$$

買増請求

100株(単元株式)に不足する数の株式を、当社から**市場価格で買い増し、単元株にすることが**できる制度です。

<例> 60株を保有の場合、40株を買い増して、100株とすることが出来ます。

$$\boxed{60\text{株}} + \boxed{40\text{株}} = \boxed{100\text{株}} \quad \text{40株を当社から市場価格で購入} \quad \text{単元株式 (100株)}$$

■ 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
定時株主総会	毎年6月開催
同総会の議決権の基準日	毎年3月31日
期末配当の基準日	毎年3月31日
中間配当の基準日	毎年9月30日
公告方法	電子公告 (https://www.mes.co.jp/) 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内で発行する日本経済新聞に掲載します。
1単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

郵送物ご送付先・電話お問い合わせ先

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日を除く)



- 1 汐留方面出口(地下)より「都営地下鉄 新橋駅」の看板を見て直進。階段を下る。
- 2 「PLAZA」を見ながらシオサイト地下道を直進。
- 3 カレッタ汐留ゲートC右手のエスカレーターで1フロア昇る。
- 4 エスカレーターを昇ったら、右手の自動ドアから屋外の階段に出る(左手にはスターバックス)。
- 5 階段を上ったら環状2号線沿いに進み、首都高速下の交差点へ。
- 6 首都高速下の横断歩道をベルサール汐留側に渡し、右折。
- 7 浜離宮側に再度横断歩道を渡し、左折して新大橋通り沿いに進む。

株主総会会場ご案内図



会場

東京都中央区築地5丁目6番4号
浜離宮三井ビルディング 2階

※受付開始時刻は、午前9時15分を予定しております。
 ※駐車場・駐輪場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

交通

JR線・銀座線
 都営浅草線 **「新橋」駅** —— 徒歩15分

※汐留方面出口(地下)よりシオサイト地下道を直進、カレッタ汐留
 (電通本社ビル)から地上へ出て(詳細は前頁)首都高速下横断
 歩道を渡り右折。新大橋通り沿いに進む。

都営大江戸線 **「汐留」駅** —— 新橋駅方面改札より徒歩5分

都営大江戸線 **「築地市場」駅** - **A1** 又は **A2** 出口より徒歩5分

日比谷線 **「築地」駅** —— 築地本願寺方面改札 **1番** 又は **2番** 出口より徒歩12分



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォントを
 採用しています。